

平成 28 年度第 2 回山陽小野田市自治基本条例審議会 会議録	
開催日時	平成 28 年 10 月 6 日（木） 19 時 00 分～ 20 時 56 分
開催場所	山陽小野田市役所 3 階 第 2 委員会室
出席委員	山陽小野田市自治基本条例審議会委員 13 人 （岡山会長、白石副会長、岡田委員、島内委員、塩田委員、岡村委員、岡本委員、半矢委員、島津委員、伊場委員、生野委員、正田委員）
出席職員	（事務局） 総合政策部長、企画課長、企画課課長補佐、企画課主査、企画課行革推進係長
協議概要	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>（1）質問事項とその回答について</p> <p>【企画課課長補佐が説明】</p> <p>○質疑応答</p> <p>【塩田委員】 第 8 条（青少年の権利）関係について、アンケート実施等は第 8 条を意識して実施したのか。</p> <p>【企画課課長補佐】 内容にもよるが、若い人の意見を積極的に取り入れたいと考えている。</p> <p>【塩田委員】 パブコメで、意見数があるのに人数が空白なのはなぜか。</p> <p>【企画課課長補佐】 各担当課において集計時に把握してないため。</p> <p>【岡田委員】 パブコメを実施する前に、内容について市民が知る機会があるのか。</p> <p>【企画課課長補佐】 広く住民に影響を及ぼすものについては、事前に説明会を開催することがある。パブコメについては、ホームページに掲載したり、支所等に印刷したものを備え置いたりして、見てもらえるようにしている。</p>

【岡本委員】 パブコメで件数が0というのがあるが、PRが不足しているのではないか。回覧するなど工夫をしたらどうか。

【企画課課長補佐】 パブコメは市民から広く意見をいただくためのもので、広報には掲載しているが、なるべく多くの人に意見をもらえるように工夫をしたい。

【会長】 広報では、掲載するページが決まっているのか。

【企画課課長補佐】 紙面の構成は毎号違うが、後半に市からのお知らせコーナーがあり、そこに載せている。

【島内委員】 人権擁護に関わっており、いじめについて、多くの相談に乗っている。一番大事なものは人命で、悲痛な叫びがある。いじめは昔からあるが、今のいじめは違う。パブコメについて、いじめに関するものがあるかと思って見たが、一覧にない。いじめについて、教育委員会などでも対策をとっていると思うが、私たちの間でも取り組んでいる。相談に乗ったりしている。親から悩み相談がある場合もある。いじめについてパブコメ一覧にないが、もしあれば給食以上に意見が出ると思う。その辺を優先して考えてほしい。

【企画課課長補佐】 パブコメは市の大きな計画を策定するときや、市民に義務を課したり権利を制限したりするような内容を伴う条例を制定するときなどに行う制度となっている。いじめに関する意見をいただく手法としては、アンケート調査などがあると思うので、検討したい。

【塩田委員】 表題だけで、市民に意見を出すよう広報をしているが、それだけでは内容が市民にわかりにくい。インターネットを使わない人は窓口まで見に行かないといけない。どういう内容か要約して載せてはどうか。

【企画課課長補佐】 紙面の都合上、なかなか難しいが、限られた紙面でもできるだけ載せるようにしたい。気軽に意見を出してもらえるようにしたい。

【副会長】 図書館の利用者数が伸びたのはなぜか。

【企画課課長補佐】 各館においてイベントを積極的に実施したため。

【岡田委員】 目安箱のように、気軽に市民の意見を提案できるようにしたらどうか。

【企画課課長補佐】 各施設に「市政への提言箱」を置いているが、合併から10年がたち、PRが不足しているかもしれない。再度周知していきたい。

【正田委員】 大学生にもPRできるように、大学に目安箱を設置したり、ポスターを掲示したりするなどができれば、意見が出ると思う。

(2) 提出意見の取りまとめ結果について

○質疑応答

【岡本委員】 市政の運用が出ているが、運用に当たって融通を利かせてほしい。

【企画課課長補佐】 重要なのは、条例をどう活用していくかだ。市の中でも条例を再認識していきたい。

【岡村委員】 第21条の広報広聴機能について、軽視されている。この条文のとおり実施すれば良い市になるという思いでつくった。もう一度立ち戻ってほしい。

【企画課課長補佐】 形骸化しているかもしれない。もう一度庁内に周知を図りたい。

【塩田委員】 今回各委員から提出された意見については、各部署において検討され、今後の市政に生かされると考えてよいか。

【総合政策部長】 理念条例ではあるが、5年が経過し、形骸化しているかもしれない。もう一度、庁内全体で共通認識を持ち、この条例に基づいた運用について再確認したい。

【生野委員】 学生はこの条例を知らない。こういう条例があ

ることを周知してもらえれば、学生も変わるかもしれない。

【企画課課長補佐】 市外から来る学生もいるので、周知していきたい。

【正田委員】 どういう会議なのか、どういう話をするのか、事前に分かればよい。

【岡本委員】 第30条の補助金について、市は人口が減少しているが、自治会の活性化が少子化に大きな影響を与えたいと思う。それに対する補助金については弾力的に交付してほしい。運用でしっかりしてほしい。まちづくりについては非常に大事だと思う。

【総合政策部長】 これからコミュニティが大事になってくる。イベントについては、20万円程度を一律に交付しているが、増額については持ち帰りたい。宝くじ助成金のPRは足りないかもしれないので啓発したい。

【岡田委員】 憲法の条文はあいまいで、細かい内容はほとんど書かれていない。法律で具体化させている。条文が変更できないのであれば、運用を変えるしかない。公募は良いのだが、何をするのか見えない。体験談をお知らせするなど、参加してもらいやすいようにしていくべきなのでは。この条例があれば市がハッピーになるという思いでつくったのかもしれないが、絵に描いた餅にならないようにしないとイケない。

【企画課課長補佐】 市の内部でも形骸化しているので考えていきたい。ただ、予算の制約もある。

【岡田委員】 この条例は市議会議員も条例を尊重する必要がある。市議会で予算などの議論を戦わせている姿を市民は見たいと思う。

【塩田委員】 資料4の参考事項には、条例をどう市政に生かしているかが書かれている。毎年これを、反省を含めてつくり、反映させたらどうか。

【総合政策部長】 残念ながら、条例のとおりになっていない。私どもも努力していきたい。

【生野委員】 理科大生だけでなく、高校生も委員に入ることができれば、若い人も意見を言いやすくなるのではないか。

【企画課課長補佐】 高校生からも意見を聴くことを検討していきたい。

(3) 第8条（青少年の権利）の取扱いについて

【企画課課長補佐が説明】

○各委員で検討・意見交換

【塩田委員】 第8条に基づいてアンケートや会議を開催したとのことであれば、第8条は残したほうが良いと感じた。法律もたくさんあって、青少年という言葉については考えたかどうか。

【会長】 条文の取扱いについて検討したい。第8条は不要ではないか、削除すべきではないかという意見もあった。この審議会として、重要な事項なので検討したい。

【岡村委員】 条例案をつくったときは、20歳未満が意見を言う場がないとのことで、彼らの意見を採り上げるために、あえて加えた。非常に大事だ。90回以上議論を重ねた。この審議会でなくしてよいのか。つくる会では素案を作り、それを市が整理して、市議会の議決を経て、手続を踏んだ上でつくった。

【岡田委員】 20歳を18歳にした方がよいと言ったのは私だが、立法者の趣旨を踏まえると、20歳にこだわる必要はない。18歳未満でも良いと思う。

【企画課課長補佐】 審議会の位置づけだが、第35条2項に定められている。こちらの審議会で、社会情勢に応じて形骸化しているかどうか、このように変えたほうが良いという提言をいただく。条例なので議会の議決を経ることになる。

【会長】 岡村委員は何歳未満が適当だと思うか。

【岡村委員】 18歳。

【塩田委員】 趣旨から言って、選挙権を持っているかどうか
なら、18歳に下げるのが妥当なのかなと思う。

【正田委員】 残した方がよい。青少年を未成年に変えたほう
が良いと思う。青少年はあいまいだ。未成年を18歳未満に
引き下げるといことなので、未成年にしたほうが良い。

【生野委員】 青少年という言葉に特別な思いがあるのでなけ
れば、未成年にしたほうが、より明確になると思う。

【岡村委員】 未成年者も良いが、選挙権が下がった。未成年
が18歳未満に下がるのが確実なら、変えるのは賛成。しか
し、まだ確定していないのに変えたら、18・19歳の人の
意見を聞けるのか。

【生野委員】 未成年者ということにしておけば、法律の改正
に合わせて20歳から18歳に下げられるのでは。

【岡田委員】 公職選挙法は18歳に引き下げられた。間接民
主制で、人を選ぶ目ができるということで下げられた。一
方、民法をそれに合わせて下げようということだが、いろい
ろ問題がある。例えば少年法。若い人が意見を言える機会が
あるかどうか、選挙を基準にするのもひとつ。消費者保護に
ついては、下げたら問題が多発するおそれがある。

【企画課課長補佐】 1回目の資料に成年についての一覧をつ
けているので参考にしてほしい。

【会長】 今までの流れから、第8条を残すということによい
か。あとは対象をどうするのか議論したい。

【岡本委員】 18歳にした方がよいと思ったが岡田委員さん
の話で分からなくなった。ただ、未成年という言葉はあまり
使わない。青少年は良く使うが。

【半矢委員】 第2条に市民があるから、青少年だけをわざわざ
謳^{うた}う必要はないと思った。18歳に下げたが、まだまだ1

8・19歳が意見を言えるようになったとは言えないかもしれないので、20歳のままでよいのではないか。

【島津委員】 岡田委員さんの話を聞いて20歳のままでよいのではないかと思う。

【伊場委員】 18歳でよいと思う。選挙権がなくても条例があれば意見が言えると思う。

【生野委員】 18歳に下げたほうがよい。選挙によって意見を出せない人のための条例だ。18歳以上の人は選挙で意見を言う機会がある。

【正田委員】 18歳未満でいいと思う。辞書で青少年とは青年及び少年とある。法律上、少年は少女と同意義とされているが、一般的には少年（男性）としか捉えられないのではないかと考え、また、成年の年齢が変更になるかもしれないということもあり「未成年者」という意見を出した。

【塩田委員】 年齢は18歳がよい。選挙権のからみで。18歳に下げたからといって、大学生の意見を聞かないとはならないと思う。未成年という言葉はどうか。「子ども」という言葉もある。

【会長】 検討委員会で子どもというのは出たのか。

【岡村委員】 18歳で子どもという言葉は反感を持たれるかもしれない。大人が子どもを見下しているように見える。細かいことは覚えてないが、青少年という言葉は語呂がよい。みんなが受け入れやすいということで青少年という言葉を使い、更に対象をはっきりさせるということで20歳未満とした。

【島内委員】 若年者という言葉もある。塩田委員に賛成で、18歳でよいと思うが、子どもよりは若年者がよいと思う。

【岡田委員】 18歳でよいと思う。女の子でも少年と呼ぶ。児童の権利に関する条約というのものもある。法律によって言葉が別々だ。線の引き方としては、選挙権が判断のひとつにな

ると思う。

【副会長】 18歳でいいと思う。大学にいる立場から言うと、1・2年生と3・4年生を分けないほうが良い。

【会長】 皆さんの意見を聞いてどう思ったか。18歳にするか、青少年という言葉はどうするか。法律によってまちまちなので、どこを見るのか、選挙権はひとつの判断材料だ。

【塩田委員】 18歳未満となると、青少年はふさわしくないと思う。青年は20～29歳を指している。18歳未満であるなら少年としてはどうか。

【会長】 イメージで捉えるかどうかで変わってくる。

【生野委員】 青少年だと大人も含む気がする。少年のほうが、小学生を含んでおり、しっくりくる。

【正田委員】 少年だけでなく少女という言葉もある。児童もある。

【会長】 イメージとして捉えたほうがよいのかもしれない。児童や生徒はそぐわない気がする。

【塩田委員】 少年には少女も含むと考える。

【岡村委員】 正解がないから難しい。個人的には青少年だったら、全てを含むと思うが。少年だったら少女も必要な気がする。正解がない。イメージの問題だ。

【会長】 法律用語として、少年に少女が含まれるのなら、少年でよいのではないか。

【岡田委員】 法律で言えば、青少年で問題ない。みんながつくった条例ということであれば、少年少女でもよいと思う。

【会長】 第8条第1項と第2項の青少年は同じ意味か

【岡村委員】 同じである。

【岡村委員】 読んだときに、18歳以下の少年少女というのも面白い。法律の専門家ではなく、素人が市民の目線で作った。少年だけだったら男だけのイメージがあるが、少年少女の方が女の子のイメージも浮かぶ。

【半矢委員】 今まで少年イコール男女と刷り込まれていたが、言われてみると、少年少女のほうがよい。

【岡本委員】 青少年がよい。

【正田委員】 少年少女は分かりやすい。

【会長】 答申する形式として、この会議での意見を必ず一つに集約しなければならないのか。

【企画課課長補佐】 少年少女とするという意見と、青少年のままということおりの意見があったとする答申もあると思う。

【会長】 年齢についてはどうか。少年少女なら自動的に18歳になると言えるだろうか。

【企画課課長補佐】 少年少女という言葉は法令ではあまり使われないので、定義が必要になる。条文上、少年少女の文言の後に括弧書きで「18歳未満の市民をいう。」と定義する方法もある。

【岡田委員】 少年少女の定義を、第2条に持ってくるというやり方もある。

3 その他

【事務局から連絡事項を報告】

4 閉会